

成田市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の公の施設の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者を公平かつ適正に選定するため、成田市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 成田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年成田市条例第20号。以下「条例」という。）第4条に規定する指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (2) 条例第10条に規定する指定の取消し等に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、企画政策部長、総務部長、財政部長、指定管理者に管理を行わせようとする施設を所管する部の部長、企画政策課長、総務課長及び財政課長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて選定委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。
- 3 選定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長及び委員は、選定に係る指定管理者の候補者の役員等となっている場合は、その議事に参与することができない。

(専門部会)

第5条 第2条に定める選定委員会の所掌事項を補助するため、選定委員会のもとに専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、指定管理者に管理を行わせようとする施設ごとに設置し、部会長及び部員をもって構成する。
- 3 部会長は、指定管理者に管理を行わせようとする施設を所管する部の部長（部長が選定に係る指定管理者の候補者の役員等となっている場合は、部長が指名する者）をもって充てる。
- 4 部員は、部会長が選任する職員及び必要に応じ学識経験のある者その他関係人の中から部会長が選任した者をもって充てる。
- 5 前項の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 専門部会の庶務は、指定管理者に管理を行わせようとする施設を所管する課においてこれを処理する。

（庶務）

第6条 選定委員会の庶務は、総務部行政管理課においてこれを処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月11日から施行する。

附 則（平成19年4月1日一部改正・委員長の職名変更）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日一部改正・機構改革に伴う委員及び庶務担当課の変更）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月19日一部改正・選定委員会委員の除斥等に関する変更）

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

附 則（平成26年3月27日一部改正・選定委員会委員に関する変更）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。